

# 鳥取バスケットボールリーグ (TBL) 大会開催規程

## 1. 目的

鳥取バスケットボールリーグ (以下TBL) は、本県のバスケットボールの普及及び振興を図り、競技者を育成強化し、バスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発展に寄与し、また豊かな人間性を涵養すること、そしてバスケットボールプレイヤーの底辺拡大、競技人口の増加に貢献することを目的とする。

## 2. 主催・主管

主催 (一社) 鳥取県バスケットボール協会

主管 (一社) 鳥取県バスケットボール協会企画普及委員会・鳥取県クラブバスケットボール連盟

## 3. 参加資格に関する事項

1) TBL参加資格は、次に加盟登録されたチーム及び選手とする。

① (公財) 日本バスケットボール協会 (以下JBA) 及び (一社) 鳥取県バスケットボール協会 (以下TBA) に加盟したチーム。

② JBA及びTBAに登録した選手。

③ JBA及びTBAにチーム加盟及び個人登録をした上で、TBLにチーム及び個人登録をしたチーム及び選手

### 【特例措置】

① JBA及びTBAへのチーム加盟及び選手登録がTBLチーム登録及び選手登録と一致することを原則とするが、以下特例措置を設ける。

② TBLでは、JBA及びTBAにチーム加盟していないチームのTBL登録を認める。

③ TBLでは、JBA及びTBAに一般に登録した選手が、JBA及びTBAに加盟しTBLに登録しているチーム、またJBA及びTBAに加盟していないTBL登録チームでの参加を認める。

④ JBAがチーム加盟及び選手登録について県内限定チーム加盟及び選手登録等、新たな加盟登録制度を設けた場合、この開催基準に記載されている【特例措置】の廃止及び変更についてTBAにて協議する。

2) 参加連盟は次の通りとする。

① 鳥取県クラブバスケットボール連盟

② 鳥取県学生バスケットボール連盟

③ 鳥取県実業団バスケットボール連盟

④ 鳥取県教員バスケットボール連盟

⑤ 鳥取県ママさんバスケットボール連盟

⑥ その他

## 4. 登録に関する事項

1) チーム登録について

① 年度登録とする。(ただし、JBA及びTBA加盟と別のチームでもよい。)

② TBLチーム登録は、JBA及びTBAチーム加盟を義務とし、未登録チームの参加は認めない。

【特例措置】 JBA及びTBAに加盟していないチームの登録も認める。

③ 配下選手の多いチームは同一チームでの複数チーム参加を認める。

④ TBL事務局指定の参加申込書に記載し、TBL事務局へ提出すること。

⑤ TBLチーム参加費については、参加申込期限までに、担当者に納付を完了すること。

## 2) 個人登録について

- ①年度登録とする。
- ②TBL個人登録は、JBA及びTBA選手登録を義務とし、未登録選手の参加は認めない。  
【特例措置】平成28年度はJBA及びTBAに一般登録している選手の出場は認める。
- ③TBL事務局指定の参加申込書に記載し、TBL事務局へ提出すること。
- ④選手登録は、本人の同意を必ず確認したうえで行うこと。
- ⑤高校生については、部活動に所属している選手は顧問と保護者、部活動に所属していない選手は保護者の同意書を提出する事とする。
- ⑥登録追加は随時認める。
  - (i) JBA及びTBAへの選手登録が終了後、TBL追加登録が認められる。
  - (ii) TBL事務局へ参加申込書を再提出すること。  
注) 参加申込書の追加欄に記載して、TBL事務局へ提出し、受理された時点で出場可とする。
- ⑦登録抹消は随時認める。
  - (i) TBL事務局へ登録抹消届けを提出すること。

## 3) 移籍について

- ①年度内でのTBL登録チーム間の移籍を認めない。
- ②同一チーム複数参加の場合、選手として出場できるのは1チームのみとする。

## 4) TBL登録時期

- ①参加告知：TB AHPを通じて告知（6月中旬）
- ②申込み期限：7月11日(月)
  - (i) チーム登録が終わっているチームとする。(未納チームは参加不可)
  - (ii) 個人登録が終わっている選手とする。(未納選手は参加不可)
- ③申込み書類：TBL事務局へ提出すること。(所定の参加申込書を提出)

## 5) 参加申込書に記載し、期限までに提出すること。

- ①代表者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
- ②連絡者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
- ③帯同審判員(2名以上)・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)

注) 帯同審判については日本バスケットボール協会公認審判とする。

注) 帯同審判員の不在のチームは、別途審判料を支払う

- ④監督・コーチ・Aコーチ・マネジャー
- ⑤選手 上限を設けない・・・JBA選手登録ID番号・氏名・身長・年齢

注) 代表者・連絡者・帯同審判については、兼ねてもよい。

注) TBL登録チーム毎に代表者・連絡者・帯同審判を選出すること。

※各チームの登録には、スタッフにJBA公認コーチライセンスを取得した者が必ずいることを条件とする。  
現在、チームの指導者に一人もJBA公認コーチライセンス取得者がいない場合は、講習会に参加し来年度中にライセンスを取得すること。登録の際には取得中も認める。

## 3. 参加費に関する事項

- 1) 参加費は年間1万8千円とする。(※参加チーム数によっては変更する可能性があります。)
- 2) 参加費は、8月末までに納付すること。納付先については、TBL事務局より連絡する。
- 3) 参加費は、TBL登録チーム毎に発生する。複数チーム参加の場合は、登録チーム毎に納付すること。

#### 4. 遵守義務に関する事項

- 1) TBLに関わる全ての競技者は、TBA定款、TBA基本理念「行動規範」「倫理ガイドライン」「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」、TBA基本規程「加盟登録規程」「競技者規程」等の遵守義務がある。
- 2) 遵守義務違反のチーム及び競技者については、大会規律委員（企画普及委員長）の報告を受け、TBA裁定委員会により審議決定する。

#### 5. 競技方法に関する事項

##### 1) 競技について

- ①日本バスケットボール競技規則に基づき行う。
- ②ベンチ入りは、選手18名以内、監督1名、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名、トレーナー1名の合計23名以内とする。また、チーム関係者以外はベンチに入ってはならない。

注) TBL登録選手が18名を超える場合はゲーム毎18名の規定メンバー表を作成しゲーム前に提出すること。

注) 部外者のベンチ入りは禁止とし、メンバー表以外の関係者はベンチに座れない。

- ③チーム全員がユニフォームを上・下揃えて出場すること。

- ④組み合わせ番号の若いチーム（または左側チーム）がT.O席に向かって右側のベンチに入り、ユニフォームは淡色とする。

##### 2) 男子・女子試合方法

###### (i)1部～3部 リーグ戦

※ただし、参加チームによってはトーナメント方式に変更する場合がある。

##### 4) 順位決定方法

- ①勝率
- ②同率の場合はチーム同士の対戦成績による。但し、棄権によるチームは下位となる。
- ③②で決定しない場合は、総得点÷総失点の大きいチームを上位とする。

##### 5) 試合時間

10分ピリオド インターバル2分 ハーフタイム10分

##### 6) 年間スケジュール

月末のチーム登録を受けてTBL事務局、チーム代表者で決定する。

##### 7) カテゴリー編成

- ①初年度のCATEGORY編成はTBLプレ大会の結果を基本とする。ただし、各連盟での成績を考慮し上位リーグへ編入することもある。

注) 強豪チームへの配慮を行う。

- ②次年度以降については、入れ替え戦を実施しCATEGORY編成を行う。
- ③新規参入チームは、最下位CATEGORYからの参入とする。

##### 8) 各賞について

- ①最優秀選手賞・・・各部、優勝チームより1名選出
- ②健闘選手賞・・・各部、準優勝チームより1名選出
- ③得点王・・・各部、スコアにより計算し1名選出
- ④3P賞・・・各部、スコアにより計算し1名選出

※①②の各賞は、チーム代表者が責任を持って自チームから選出すること。

#### 6. 運営に関する事項

## 1) 会場について

- ①会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行う。
- ②体育館使用規則を守ること。(駐車場・ゴミの持ち帰り・喫煙ルール 等)
- ③体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度のT B L参加不可とする。  
注) 参加不可はチーム・個人(チームを変更した場合も認められない)
- ④各日程の第1試合に当たっている両チーム及びオフィシャルは、全員で会場準備をすること。
- ⑤各日程の最終試合に当たっている両チーム及びオフィシャルは、全員で会場後始末をすること。

## 2) チーム責務及び罰則について

- ①T B L全ての参加チームに責務(会場役員・審判・T O等)が発生する。
- ②代表者(1名)・運営委員(1名以上)・帯同審判(2名以上)を登録し大会運営に協力すること。
- ③運営割り当て(会場役員・審判・T O等)は、チームで責任を持って実施すること。
- ④会場運営は担当チームが行うこと。(割り当てはT B L事務局が決定する)
- ⑤責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由なき責務放棄は、次年度以降、T B Lへの参加を認めない。(原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由によりT B L事務局が認めた場合のみ参加を認める)
- ⑥期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。
  - (i)無断で試合を放棄した場合及び無断で遅刻した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。  
注) 事務局:1万円、対戦チーム:1万円
  - (ii)無断で審判・T Oの割り当てを無断で放棄した場合はT B L事務局に反則金1万円を支払わなければならない。
- ⑦反則金はT B L事務局が管理し、T B L運営等に運用する。
- ⑧T B L事務局への納付を義務とし、支払わない場合は大会への参加を認めない。
- ⑨責務放棄における罰則等については、T B L事務局(企画普及委員会)で審議決定するが、重大な事案については大会規律委員(企画普及委員長)からの報告を受けT B A裁定委員会で審議決定する。

## 3) その他

- ①試合予定日にやむを得ず棄権する場合は、できるだけ早く大会事務局に連絡すること。ただし、審判、T O、チーム運営委員の責任ははたすこと。
- ②審判員、T O、選手や協会役員・運営委員に対し暴力をふるった場合は、即刻、本人、チームを登録抹消とし、本年度および次年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また審判員、T O、選手や協会役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチームおよび選手については、事実確認を行った後、協会内に登録抹消か否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは次年度の登録は認められないものとする。

## 7. 審判に関する事項

- 1) 審判割り当ては、リーグ戦開始後数回に分けて各チームに審判委員会から割り当てを通知する。
- 2) 原則として審判割り当ての変更は行わないので、責任を持って履行すること。所属チームの試合が棄権等でなくなった場合でも割り当てのとおりとするが、割り当て予定となっていた試合が無くなった場合や、諸事情により所属チームの試合が日程変更になった場合は当初予定の割り当てはありません。
- 3) 帯同審判員は審判講習会に積極的に参加して審判技術の向上に努め、割り当てられた試合は責任と自覚を持った上で、全力で取り組むこと。
- 4) 帯同審判は、『競技規則およびオフィシャルズマニュアル』を1冊ずつ購入し、熟読したうえで審判技術向上に努めてください。ゲーム終了後は可能な限り、相手審判や会場にいる審判員と積極的にミーティングをおこなって、長所を伸ばし、短所を修正するヒントにすること。

- 5) 都合により割り当てられている帯同審判員が吹けない場合は、代理審判の氏名を1週間前までにTBL事務局まで連絡をし、承認を受けること。
- 6) 帯同審判員制度の主旨を理解しTBLに参加できる条件でもあるということを強く認識して、チームの責任として帯同審判員のレベルアップに取り組むこと。また、既に帯同審判員として認められている方でも向上心の欠如や取り組む姿勢に問題のある方や、キャンセルが度々あった方は、県協会の審判長の判断として帯同審判員としての資格を取り消すことがある。

#### 8. 広報に関する事項

- 1) 参加チーム募集については、県協会ホームページ・フェイスブック(以下 FB)で行う。
- 2) チーム紹介については、県協会ホームページで行う。
- 3) 試合結果については、県協会ホームページ、FBで行う。
- 4) 各賞については、県協会ホームページ、FBで行う。

平成28年5月8日 制定